

令和4年7月15日

自治会会員の皆様へ

白庭台自治会

## 白庭台自治会 ご家族の自治会加入ご案内

日頃より自治会活動にご協力をいただきありがとうございます。

さて認可地縁団体である白庭台自治会の会員登録は個人単位<sup>①</sup>で、加入世帯の世帯主の方は自動的に会員として登録されますが、世帯主以外に同居のご家族も、未成年者を含め、個々に登録をして頂くことで会員になることができます。

ご家族の登録は任意ですが、登録されると総会での議決権のほか、会員としての資格や特典<sup>②</sup>が付与されますので、まだ自治会に加入されていないご家族の方には登録・入会<sup>③</sup>をおすすめいたします。

なお世帯加入の際の申込書の同居家族欄に名前を記載されているご家族の方は、既に会員登録をされているものとして、新たな登録手続きは必要ありません。

また自治会費の支払いは世帯単位<sup>④</sup>（一世帯あたり年間 6,000 円）ですので、同居家族の入会により会費が増えることはありません。

以上よろしくご理解とご協力をお願いいたします。

① 地方自治法第 260 条 2 - 2 ③、自治会規約第 5 条

② 集会所使用資格、駐車場申込資格、弔慰金・見舞金受給資格、敬老プレゼント受給資格、自治会公認クラブ・団体等への入会資格、自治会活動保険の適用、その他（制度変更により今後変わることがあります）

③ 新たに登録を希望されるご家族の方は、班長/ブロック長を通じ「会員名簿変更届」を提出し、入会・登録をお願いいたします。

④ 自治会規約細則第 8 条 2 項

以上